

報道関係者 各位

平成27年9月30日

【照会先】

秋田労働局雇用均等室

室 長 富塚 リエ
室 長 補 佐 金丸美津子
(電話) 018-862-6684

平成27年度上期

子育てサポート企業認定状況

「医療法人久盛会」と「株式会社北都銀行」を認定

秋田労働局（局長 小林泰樹）は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した「一般事業主行動計画」の目標を達成するなど一定の基準を満たした「医療法人久盛会」「株式会社北都銀行」を子育てサポート企業として認定しました。両企業の主な取組は下記のとおりです。

医療法人久盛会は、平成24年8月にも認定を受けており、今回は2回目の認定です。また、改正次世代育成支援対策推進法（平成27年4月1日施行）により、認定基準の変更がありましたが、新認定基準に基づいて秋田県内の企業を認定したのは、株式会社北都銀行が初めてです。

医療法人久盛会

- ☆ 育児・介護休業法に基づく各種制度等の周知を行うため、諸規則をLANシステムにより、随時閲覧できるようにするとともに、年1回研修会を実施。
- ☆ 前回の認定取得を目的に立ち上げた「チームくるみん」を法人広域に亘るメンバーにより構成される「処遇改善委員会」に改組。ワークライフバランスを考え、職場優先の意識や固定的な役割分担意識の是正について討議し、議事録を法人内で公表している。
- ☆ 行動計画期間中の従業員全員の平均年次有給休暇取得率は24年度53%、25年度53%、26年度52%。

株式会社北都銀行

- ☆ 男性育児休暇取得者は6名、女性育児休業取得率（注）は106.3%。
- ☆ 育児休業を取得しやすい職場環境整備のため管理職向け「イクボスセミナー」を開催。
- ☆ 育児休業の一部を特別休暇として、育児休業開始日から5日以内を限度に有給休暇を付与。
- ☆ 結婚・出産・育児・介護・家族の転居などを理由に退職した行員を対象とした再雇用制度（リ・キャリア制度）の実施。
- ☆ 年次有給休暇取得促進のため、「連続休暇」等の計画的取得を行うよう通達発出。

（注）育児休業取得率は

計画期間内に育児休業を取得した者の数／計画期間内に出産した者の数

《認定通知書交付式・懇談会》

1 日 時

- (1) 医療法人 久盛会 平成27年10月 7日(水)午前10時00分～
(2) 株式会社 北都銀行 平成27年10月13日(火)午前10時00分～

2 場 所 秋田労働局局長室

(秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階)

《医療法人久盛会》

代表者 理事長 後藤 忠久
所在地 秋田市飯島字堀川84番地
労働者数 480人(男性163人 女性317人)

<行動計画>

- ・計画期間 平成24年6月1日～平成27年3月31日 3期目
- ・目標
 - 1 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
 - 2 ワークライフバランスを考え、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供・研修の実施
 - 3 従業員全員の平均年次有給休暇取得率（繰越含む）毎年50%以上を維持する



次世代認定マーク
(愛称:くるみん)

《株式会社北都銀行》

代表者 代表取締役頭取 斉藤永吉
所在地 秋田市中通3-1-41
労働者数 1,533人(男性725人 女性808人)

<行動計画>

- ・計画期間 平成25年4月1日～平成27年6月30日 5期目
- ・目標
 - 1 育児休業の取得状況を次の水準以上にする
 - 男性・・・計画期間内に育児休業の取得者がいること
 - 女性・・・育児休業の取得率を70%以上とすること
 - 2 従業員一人当たり年次有給休暇の取得日数向上のための措置を実施していく



次世代認定マーク
(愛称:くるみん)

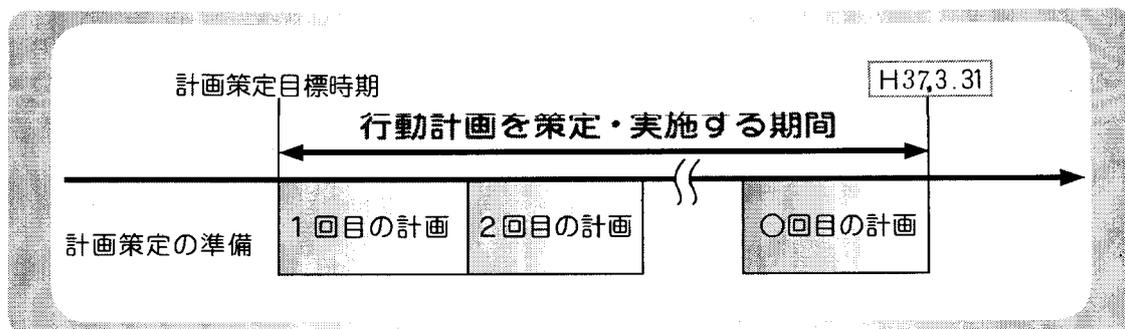
一般事業主行動計画とは・・・

行動計画とは

企業が、社員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない社員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、その目標達成のための対策と実施時期を定めるものです。

計 画 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025年3月31日までに集中的かつ計画的に取り組む ・ 企業の実情に応じ、1回の計画期間は2～5年で設定することが望ましい ☆認定を受けるには、計画期間が2～5年であることが必要
目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の実情に応じて設定（複数設定可） ・ 社員のニーズを踏まえたものであること ・ 現状より少しでも労働環境をよくするもの ・ 達成状況を客観的に判断できる定量的なものが望ましい ☆認定を受けるには、雇用環境の整備に関する項目が入っていることが必要
目標達成のための 対策とその実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつまでに、どのようなことに取り組むかを具体的に記述する ☆認定を受けるには、行動計画に設定した目標を達成していることが必要

計画期間の設定



子育てサポート企業認定について

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出し、計画に定めた目標を達成したことなど、一定の基準（「認定基準」参照）を満たす場合には、申請を行うことにより労働局長の認定を受けることができます。

改正「次世代育成支援対策推進法」が平成27年4月1日に全面施行され、認定基準が新しくなりました。計画期間が平成27年3月31日までに終了する場合は、旧認定基準が適用され、計画期間が平成27年4月1日をまたぐ場合は、新旧のいずれの認定基準によっても申請できることとされております。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告、商品等につけることができ、「子育てをサポートしている企業」としてPRすることができます。新認定基準による場合は、新「次世代認定マーク」の使用となります。

● 旧認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 2 行動計画の計画期間が2～5年であること
- 3 計画期間内に策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
- 4 平成21年4月以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること
- 5 計画期間内に、男性の育児休業等取得者が1人以上いること（中小企業特例：300人以下企業の場合、①1歳以上の子の看護休暇の男性取得者がいる、②小学校入学までの子を養育するための短時間勤務制度の男性利用者がいる、③計画期間開始前の3年以内に男性の育児休業等取得者がいる、のいずれかの場合でも可。）
- 6 計画期間内の女性の育児休業等取得率が70%以上であること（中小企業特例：300人以下企業の場合、計画期間開始前の3年以内の期間と合わせて、当該基準を満たせば可。）
- 7 3歳から小学校入学までの子をもつ労働者を対象とする「育児休業制度または勤務時間短縮の措置に準ずる措置」を講じていること
- 8 所定外労働削減、年次有給休暇取得促進または働き方の見直しなどを実施していること
- 9 重大な法令違反がないこと

● 新認定基準（アンダーライン部分が変更により新しくなった）

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
- 2 行動計画の計画期間が2～5年であること
- 3 計画期間内に策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと

- 4 策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること
- 5 計画期間内に、男性の育児休業等取得者が1人以上いること（中小企業特例：300人以下企業の場合、①1歳以上の子の看護休暇の男性取得者がいる、②中学校卒業前の子を養育するための短時間勤務制度の男性利用者がいる、③計画期間開始前の3年以内に男性の育児休業等取得者がいる、④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性従業員がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性従業員がいる、のいずれかの場合でも可。）
- 6 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%以上であること（中小企業特例：300人以下企業の場合、計画期間開始前の3年以内の期間と合わせて、当該基準を満たせば可。）
- 7 3歳から小学校入学までの子をもつ労働者を対象とする「育児休業制度または勤務時間短縮の措置に準ずる措置」を講じていること
- 8 所定外労働削減、年次有給休暇取得促進または働き方の見直し等を成果に関する具体的な目標を定めて実施していること
- 9 重大な法令違反がないこと



次世代認定マーク
「くるみん」
(旧認定基準)



次世代認定マーク
「くるみん」
(新認定基準)

秋田労働局管内の次世代法第13条に基づく認定企業は下記のとおりです。

認定申請件数	18件
認定決定件数	18件
認定企業数	16件

秋田労働局管内認定企業名一覧

平成27年9月30日更新

No.	企業名	所在地	認定決定年月日	回数
1	株式会社 カミテ	鹿角郡小坂町	H19. 4. 2	1
2	株式会社 秋田魁新報社	秋田市	H21. 5. 19 H24. 5. 16	2
3	社会福祉法人 阿仁ふくし会	北秋田市	H21. 5. 19	1
4	社会福祉法人 県南ふくし会	大仙市	H21. 12. 24	1
5	医療法人 正和会	潟上市	H23. 7. 12	1
6	医療法人 久盛会	秋田市	H24. 8. 10 H27. 8. 19	2
7	古城建設 株式会社	秋田市	H25. 1. 10	1
8	社会福祉法人 いなかわ福祉会	湯沢市	H25. 5. 22	1
9	秋田中央交通 株式会社	秋田市	H25. 5. 22	1
10	むつみ造園土木 株式会社	秋田市	H25. 8. 9	1
11	医療法人 仁政会	潟上市	H25. 11. 1	1
12	株式会社 菅与	横手市	H26. 1. 23	1
13	医療法人 秋田愛心会	三種町	H26. 7. 1	1
14	医療法人 運忠会	秋田市	H26. 7. 30	1
15	社会福祉法人 羽後町保育会	雄勝郡羽後町	H27. 2. 19	1
16	株式会社北都銀行	秋田市	H27. 9. 7	1